

# 和歌山地方最低賃金審議会特別小委員会（第2回）

## 資料目次

- 1 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程
- 2 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果
- 3 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書
- 4 （仮称）和歌山県百貨店，総合スーパーマーケット，食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に係る申出書
- 5 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）写
- 6 最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）写
- 7 和歌山県の最低賃金額の推移
- 8 最低賃金決定要覧（令和7年度版）抜粋

## 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

### (規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### (小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

### (組 織)

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

### (委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

### (会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

- 2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。
- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

### (委員の欠席)

第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への

出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

#### (会 議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

#### (会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

#### (報 告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

#### (雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

#### (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

#### (附 則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和元年8月5日

一部改正 令和3年8月2日

一部改正 令和7年8月19日

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考	
	団体名					
百貨店、 総合スーパー	令和7年7月17日	改正決定	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 1,233名	②/①% 82.4%	適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 貴彦 征義		② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 3 団体 1,016名			
(仮称)百貨店、総合 スーパーマーケット、食 料品スーパーマッ ケット	令和7年7月17日	決定	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 8,371名	②/①% 66.2%	適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 貴彦 征義		② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 7 団体 4,441名 66 事業所 1,102名			

和歌山労働局長 殿



令和 7 年 7 月 1 7 日

和歌山県小売最賃会議  
議長 貴彦 征

## 申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

## 記

## 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

(1, 233 名)

## 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

## 3. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

## (1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

## 4. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 5. 申し出の理由

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が 3 分の 1 以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 1,016 人 = 82.4% > 1/3 以上

和歌山県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される基幹的労働者数 1,233 人

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等(労働協約以外で書面によるもの)の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 申し出代表者に対する委任状
- (5) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

和歌山労働局長 殿



令和 7 年 7 月 1 7 日

和歌山県小売最賃会議  
議長 貴彦 征

## 申 出 書

最低賃金法第 1 5 条の 1 の規定により、(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

( 8 , 3 7 1 名 )

#### 2. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

##### ( 1 ) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 1 8 歳未満又は 6 5 歳以上の者
- 2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

#### 3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第 1 5 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申し出の理由

- ( 1 ) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者(又は使用者)の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
- ( 2 ) 申請産業は、人材の確保・定着が喫緊の課題であり、人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできない。  
産業の賃金水準をあげることで、人材獲得力での競争力向上につながり、産業の魅力を高め、産業の持続的な発展につながるため。

## 5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (5) 申し出代表者に対する委任状
- (6) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上





和労発基 0731 第 2 号  
令和 7 年 7 月 3 1 日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 廣谷 行敏 殿

和歌山労働局長  
中山 始

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 1 日付けをもって申出代表者日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部委員長 中濱秀之から、また、令和 7 年 7 月 1 7 日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 貴彦征義から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金  
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金  
（平成 20 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）



和労発基 0731 第 3 号  
令和 7 年 7 月 3 1 日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 廣谷 行敏 殿

和歌山労働局長  
中山 始

最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 1 7 日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 貴  
尋征義から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基  
づき、別添のとおり、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料  
品スーパーマーケット最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第 21 条  
の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

## 和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 6年		980	6. 10. 1		1,103	6. 12. 30		869	3. 12. 30

## 和歌山

30

区分	最低賃金件名 〔新設発効年月日〕 適用範囲	最低賃金額 (改正発効年月日)	適用使用者数(人) 適用労働者数
地域別 最低賃金	和歌山県最低賃金 〔S48.1.20〕 和歌山県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	980円 (R6.10.1)	29,840 327,100
特 定 最 低 賃 金	和歌山県鉄鋼業最低賃金 <sup>㊦</sup> 〔H2.3.25〕 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	1,103円 (R6.12.30)	22 4,970
	和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金 <sup>㊦</sup> 〔H2.5.19〕 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	869円 → <sup>㊦</sup> (R3.12.30)	8 1,230

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。

都道府県名	各種商品小売業			発効日
	時間額	日額		
青森	956	—		R 6.12.21
岩手	767	—		H28.12.11
茨城	881	—		R 3.12.31
栃木	874	—		R 2.12.31
埼玉	849	—		H28.12. 1
千葉	848	—		H28.12.25
新潟	932	—		R 5.12.30
長野	950	—		R 5.12.31
静岡	886	—		R 1.12.21
愛知	847	—		H28.12.16
滋賀	840	—		H30.12.29
京都	938	—		R 4. 1.26
兵庫	797	—		H28. 2. 1
鳥取	902	—		R 5.12.15
岡山	933	—		R 6. 1.10
広島	903	—		R 3.12.31
愛媛	854	—		R 4.12.25
大分	716	—		H28.12.25
宮崎	705	—		H27.12.24
沖縄	770	—		H30.11.23

都道府県名	自動車小売業関係			発効日
	時間額	日額		
青森	963	—		R 6.12.21
岩手	1,004	—		R 7. 1.22
宮城	1,036	—		R 6.12.15
秋田	980	—	新車、自動車部品・付属品を含む	R 6.12.25
福島	1,020	—		R 6.12.29
埼玉	1,089	—		R 6.12. 1
千葉	922	—	新車	H30.12.25
神奈川	842	—		H23.12.21
新潟	1,015	—	新車、自動車部品・付属品を含む	R 6.12. 8
富山	769	—	新車	H23. 1.20
愛知	943	—	新車	R 2.12.16
愛知	800	—	新車、自動車部品・付属品を含む	H19.12.16
京都	939	—	新車	R 4. 1.26
大阪	993	—		R 3.12. 1
兵庫	963	—		R 4.12. 1
奈良	892	—		R 3.12.29
島根	1,000	—	新車	R 6.12. 5
広島	1,038	—		R 7. 2.21
福岡	1,066	—	新車	R 6.12.10
大分	991	—	新車	R 6.12.25
宮崎	927	—	新車	R 5.12.20
鹿児島	986	—	新車	R 6.12.21
沖縄	770	—	新車	H30.11.18

都道府県名	百貨店、総合スーパーマーケット			発効日
	時間額	日額		
岩手	800	—		H30.12.28
富山	1,003	—		R 6.12.26
石川	994	—		R 6.12.31
福井	840	—		R 2.12.24
和歌山	869	—		R 3.12.30
島根	905	—		R 5.12.28
山口	1,000	—		R 6.12.15
福岡	1,000	—		R 6.12.10
熊本	855	—		R 4.12.15
鹿児島	693	—		H26.12.26

都道府県名	自動車整備業関係			発効日
	時間額	日額		
山形	1,017	—		R 6.12.25

都道府県名	一般貨物自動車運送業			発効日
	時間額	日額		
高知	910	—		H19. 6. 2

- 注1 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業  
 注2 洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等、その他の金属製品製造業  
 注3 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く  
 注4 船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）、船体ブロック製造業  
 注5 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業